○財務省令第八十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）を実施するため、法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令

法人番号の指定等に関する省令（平成二十六年財務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出書への記名）	（届出書への記名押印）
第六条　令第三十九条第二項に規定する届出書には、当該届出をしようとする者の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあっては、国内における代表者又は管理人）が記名しなければならない。	**第六条**　令第三十九条第二項に規定する届出書には、当該届出をしようとする者の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあっては、国内における代表者又は管理人）が記名押印しなければならない。
（変更の届出書の記載事項等）	（変更の届出書の記載事項等）
第八条　令第四十条に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。	**第八条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
2　令第四十条に規定する届出書には、当該届出をしようとする者の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあっては、国内における代表者又は管理人）が記名しなければならない。	2　令第四十条に規定する届出書には、当該届出をしようとする者の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあっては、国内における代表者又は管理人）が記名押印しなければならない。
3　［略］	3　［同上］
（公表の同意）	（公表の同意）
第十二条　法第三十九条第四項ただし書の規定による同意は、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）から当該同意をする旨を記載した書面により得るものとする。	**第十二条**　［同上］
2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）が記名するものとする。	2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）が記名押印するものとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。